

荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業

募集要項等に関する質問への回答

令和5年2月17日

荒尾市

募集要項に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	28	別紙1	(2)	イ	サービス対価Bの金利	サービス対価Bは基準金利を元に算出することになっていま す。提案時の基準金利は0.197%のようですが現在はかなり上 昇しているようです。金利確定日の基準金利と0.197%に差があ る場合、提案割賦金利に差額金利を上乗せして荒尾市から支 払って頂けると考えて宜しいでしょうか。	提案時の基準金利は、あくまで提案価格の算定において用いる ものであり、サービス対価Bの支払時における割賦金利は、 「金利確定日の基準金利＋スプレッド」により算定します。
2	29	別紙2	(2)		開業準備業務の対 価	開業準備業務の対価Cとして支払い頂けるのは、開設準備の人 件費、ホームページ、パンフレット、ポスターの製作費、開館 式典、内覧会の実施費用等と考えると宜しいでしょうか。他に考 えられるものはありますか。	要求水準書に記載の開業準備業務を実施するにあたり必要な費 目を、事業者の提案により記載してください。
3					その他	南新土地区画整備範囲において、設置される信号機の設置位置 をご教示ください。	現時点で設置が確定している信号機は2機です。 設置場所は、別添資料1を参照してください。
4					その他	道の駅及び保福子施設の集客のため、国道沿いや幹線道路など に貴市の負担で案内看板を設置する予定はありますでしょうか。 設置を予定している場合、設置位置は事業者と協議の上決 定することは可能でしょうか。	事業者の選定後において、市・事業者間で国・県が管理する道 路を含め、面的に、どこにどのように案内板等を配置・設置す ればより効果的な案内ができるのかを協議し決定していくこと を想定しています。

要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	36	3章	3	(3)	施設規模	地域情報発信施設で100㎡以上確保するよう指示があります。休憩スペースを含む記載がありますがカフェやフードコートとの兼用は可能でしょうか。	地域情報発信施設として100㎡以上必要なため、地域情報発信施設の中の24時間休憩スペースとカフェ・フードコートを兼用することは不可です。なお、地域情報発信施設の100㎡のうち、24時間休憩スペースの規模・機能については提案に委ねます。
2	41	3章	5	(3)	施設規模	多世代交流機能の飲食・休憩スペースについて道の駅にも休憩スペースがあればそちらに誘導したいのですが多世代交流機能に飲食・休憩スペースは必要でしょうか。	多世代交流機能の飲食・休憩スペースは、調理室で調理した料理を食べることや、保福子施設の利用者が休憩することができるスペースとしての活用を想定しています。一方、道の駅は、道の駅利用者のための休憩機能としての活用を想定しています。よって、道の駅の休憩スペースと一体的な作りとした場合でも、それぞれの機能を損なうことがないように配慮が必要です。
3	85	8章	3	(1)	調理室の開館日	多世代交流機能の調理室及び多目的スペースについて年中無休となっています。事業者が管理する場合、定休日を設定できませんか。	調理室及び多目的スペースについて、年末年始の閉館の提案は可能です。また、開館日の中で、別途、定期点検等による数日間の閉館日を設けることは、市との協議の上、可能です。詳細は、後日公表する予定の要求水準書（修正版）を参照してください。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
1	25	72	8			本施設引き渡し前の契約解除等	前項の場合において、市が本施設の出来形部分を買取らない場合と記載ありますが、出来高部分を買取らない場合とは具体的にはどのような状況・状態を指しているのでしょうか。	市が、出来形部分を買取らない場合は、工事の進捗等により判断するため明確な基準はありませんが、例えば、出来形が粗雑である場合や、著しい進捗の遅れにより出来形部分として判断できない場合などが想定されます。
2	45	別紙4				事業者等が付保する保険	付保する保険条件として記載されている条件を満足するに足る補償内容が担保される保険であれば、保険の種類・名称にはこだわらないことから、要求されている保険を網羅した1つの総合的な保険に加入するといった提案も可能という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書及び事業契約書（案）等に記載の条件を全て満たす限りにおいて、お見込みのとおりです。